

令和3年度

定期総会を開催しました。



阿地副会長挨拶



柿原課長来賓挨拶

日時／令和4年2月18日(金)午後13時30分～ 場所：徳島市 ホテル千秋閣

来賓として徳島県農山漁村振興課柿原課長様に出席していただきました。

柿原課長挨拶(要旨)

土地改良区は、農業用水が必要となる農振農用地の大部分の水田や畑を受益地とし、県の推進施策に必要不可欠な農地や農業水利施設を改良・保全することにより、県民のいのちとくらしを支える農業・農村を次世代に継承するという重要な役割を担っています。

近年、農業分野においても、生産性の向上を図るために、AIやIoTなどを活用した「スマート農業」が急速に普及しつつあり、国や県においても、「スマート農業」の先端技術の導入実証や普及のための環境整備に取り組んでいます。

皆様方におかれましては、組合員の減少や高齢化などにより、業務執行体制が脆弱化する中、本日の研修を、今後の土地改良区運営や農業経営などの参考にしていただき、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。

>>柿原課長様ありがとうございました。

令和3年度活動報告

□研修会の参加

徳島県や水土里ネット主催の土地改良区役職員を対象とした研修会に積極的に参加し、改正土地改良法や、土地改良区会計(貸借対照表、複式簿記等)について学習しました。その他会員相互の情報交換をしながら定款変更等の準備を進めています。

令和4年度活動計画

- ①土地改良区事業に関する研究会
- ②国・県関係機関並びに土地改良区理事長等との意見交換会
- ③会報の発行
- ④会員の拡大

4年度活動計画は賛成多数で承認をいただきました。改正土地改良法により、令和4年度会計から貸借対照表の作成が義務化されました。令和4年度においても、土地改良法について、貸借対照表の作成や複式簿記会計について学習するとともに、会員との情報共有を図っていきます。

また、「あわ水土里女性の会」との連携により、会員の相互育成を図り、土地改良区の次世代体制の強化に積極的に取り組んでいきます。

総会の後、研修会を開催しました。

「土地改良法改正等について」

講師／徳島県農林水産部農林水産
基盤整備局農山漁村振興課 次世代体制担当

主事 元木 志織 氏



元木主事様から、土地改良法における理事・監事の職務について説明がありました。

また、平成30年の土地改良法の改正に対する、土地改良区が行わなければならない取り組み（対応義務のある諸規定の整備について）や、令和4年度土地改良法改正（案）についての説明がありました。

※ 令和4年度土地改良法改正（案）資料は裏表紙に掲載

理事の職務

1) 理事の役割

- ①土地改良区を代表すること
- ②土地改良区の業務を執行すること

2) 理事の具体的な職務

- ①理事会及び総（代）会の決定に従って業務を処理する
- ②定款、規約、管理規程、事業に関する書類、土地原簿、組合員名簿及び議事録を事務所に備え、保存し、これらを現状にあった内容に更新していく
- ③通常（臨時）総（代）会を招集する
- ④毎年1回以上、収支予算の執行状況や借入金などの財務状況の公表を組合員に行う
- ⑤組合員に対し、土地改良区が行う事業などの周知を行う
- ⑥事務局職員の労務管理を行うなど

3) 理事会の運営

- ①定款、規約および総（代）会の議決により理事会にゆだねられたこと
- ②総（代）会又は換地関係の会議の招集およびこれらに提出する議案に関すること
- ③その他土地改良区の運営上必要と認めたこと

理事会の議決方法は、理事総数の過半数で決めます。
また、理事会を開催した場合は、規約に基づき議事録を調製する必要があります。

監事の職務

1) 監事の役割

- ①土地改良区の理事の業務執行及び財産状況を監査すること
- ②監査結果を理事会や総（代）会に報告すること

2) 監事の具体的な職務

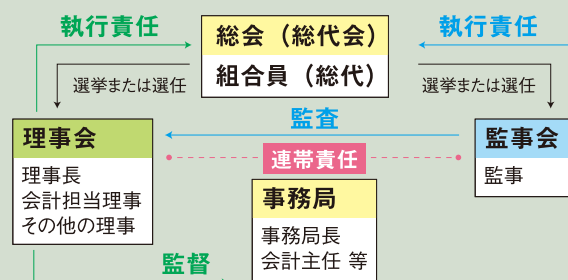
- ①土地改良区の財産の状況を監査すること
- ②理事の業務の執行状況を監査すること
- ③財産の状況又は業務の執行について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、総（代）会又は県知事に報告すること

3) 監事会の運営

- ①監査細則の設定、変更または廃止
- ②監査計画について
- ③その他監事の職務執行上必要と認めたこと

議事は、監事総数の過半数で決めます。
また、監事会を開催した場合は、規約に基づき議事録を調製する必要があります。

役員と組合員との関係



「スマート農業の事例紹介」

講師／株式会社服部ファーム(小松島市)

服部 雅基 氏

一般社団法人徳島県農業会議

主任 笹賀 圭 氏



株式会社服部ファーム様は、小松島市・阿南市・徳島市で主食用と飼料用の米を生産している会社です。

また、圃場管理システムやドローン導入による省力化・効率化にも取り組んでいます。その取り組みが評価され、令和3年度全国優良経営体表彰の経営改善部門で最優秀賞の農林水産大臣賞を受賞されました。

● 地域農業を守るための取り組み

■ 規模の拡大①

作業の平準化を図るための品種選定

米の品種

ハナエチゼン (3%)

大粒ダイヤ (2%)

コシヒカリ (60%)

アキサカリ (10%)

飼料用米のあきさかり (25%)

最も品質の高いお米のコシヒカリを「五山米」と名付けブランド化

■ 規模の拡大②

機械化による省力化・高品質化

平成22年 色彩選別機の導入

平成26年 食味計測機能付コンバイン
GPS搭載田植え機
クボタのほ場管理システム
「K-SAS」を導入

令和元年 ドローンの導入

■ 農業法人との連携

販売組織 : 株式会社た組

飼料用米組織 : 徳島飼料用米推進協議会

主食用米組織 : 株式会社米穀検査

法人組織 : 徳島県農業法人協会

■ ライスセンターの建設



■ 経営理念

困っている農家を助け地域の農地を守ることによって成長をしてきた

「理念」

百姓から「一期一会」と「一合一恵」を届ける
地域を守ることが会社・従業員の幸せに繋がる

「信念」

何事も社長が先頭に立ち職人気質で「百姓」の
言葉通り百の事をこなす農家であり続けたい

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

改正の背景

- ① 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施
- ② 農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速
- ③ 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実施についての支援体制を構築
- ④ 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入

法律案の概要

① 急施の防災事業の拡充

● 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加

※1現行は地震対策のみが対象

(第87条の4及び第96条の4関係)

③ 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

● 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加

(1) 全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること

(第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)

(2) 土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を行うこと

(第111条の9関係)

② 農地中間管理機構関連事業の拡充

● 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加

※2現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象

(第87条の3及び第88条関係)

④ 土地改良区の組織変更制度の創設

● 土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設

(第76条から第76条の16まで関係)

施行日：令和4年4月1日 ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日



発行 / とくしま水土里 ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊予町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399 Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp